

平成18年2月8日

株 主 各 位

東京都新宿区四谷四丁目4番地1
アルテック株式会社
代表取締役社長 田 中 利 浩

第30期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第30期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年2月23日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区四谷3丁目1番8号
東京都トラック総合会館 7階 会議室
3. 会議の目的事項
 1. 第30期（平成16年12月1日から平成17年11月30日まで）営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件
 2. 第30期（平成16年12月1日から平成17年11月30日まで）連結貸借対照表および連結損益計算書の内容報告ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 3. 取締役会決議による当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 第30期利益処分案承認の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件

以 上

お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

営業報告書

(平成16年12月1日から
平成17年11月30日まで)

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過および成果

当期におけるわが国の経済は、海外経済の拡大にともなう輸出増加を背景に企業収益が高水準で推移するもとで、民間設備投資が増加し、雇用者所得も雇用と賃金の改善を反映して緩やかな増加を続け、個人消費は底堅く推移いたしました。

このような経営環境のなかで、当社グループは既存商権を核にしながらかも変革を先取りした新分野の商権の確保に努め、社会の要請およびお客様のニーズの変化に柔軟かつ的確に対応し、変化を先取りした提案型営業活動を強力に推進してまいりました。

また、産業構造のグローバル化に対応するためアジア地域を一つの有力な経済圏として捉え、その中心となる中国において、飲料容器および食品容器のペットボトル用プリフォームの生産・販売に続き、当期におきましてはプラスチックキャップ生産工場および飲料充填工場を建設いたしました。

この結果、売上高につきましては、紙関連分野およびその他の分野が前期を下回りましたが、プラスチック関連分野、印刷関連分野および情報メディア関連分野が前期を上回ったため、全体としての連結売上高は、326億7千1百万円（前期比8.0%増）となりました。

連結売上高を商品等分野別にみますと次のとおりであります。

(イ) プラスチック関連分野

プラスチック関連分野につきましては、リサイクル関連機械の売上が納期遅れや検収遅れにより前期実績に比べ大幅に下回ったものの、シート押出機・真空蒸着機やペットボトル用原料のレジンおよびリサイクルパレットの販売が好調で前期実績を大幅に上回ったこと、ペットボトル用プリフォームの売上が増加したことにより、売上高は185億7千9百万円（前期比13.9%増）となりました。

(ロ) 紙関連分野

紙関連分野につきましては、大型紙加工成形機の受注が低調だったため、売上高は前期実績を大幅に下回り2億1百万円（前期比74.4%減）となりました。

(ハ) 印刷関連分野

印刷関連分野につきましては、当社開発の昇華型デジタルプリンタ「メガピクセルⅢ」および印画紙等の消費材の売上が増加したこと、フレキソ印刷機および印刷資材が前期実績を大幅に上回ったことにより、売上高は37億1千8百万円（前期比28.2%増）となりました。

(ニ)情報メディア関連分野

情報メディア関連分野につきましては、好調を維持してきたDVD用ケースおよびCD検査装置、CD評価機、DVD製造装置等が前期実績をわずかに下回ったものの、ICカード関連をはじめとして情報マネジメント、デジタルネットワーク、セキュリティソリューション等の分野が増加に転じたことにより、売上高は79億3千9百万円（前期比6.3%増）となりました。

(ホ)その他の分野

その他の分野につきましては、理化学機器・半導体エレクトロニクスのナノテクノロジー関連、医療・医薬品関連および帯電防止システム関連が前期実績を上回ったものの、食品機械関連が前期実績を大幅に下回ったことにより、売上高は22億3千1百万円（前期比19.3%減）となりました。

利益面につきましては、損失計上となりました。連結売上総利益については、国内において、受注段階から付加価値の高い案件の獲得に努めましたが、利益率の高い大型機械の受注案件が納期遅れや検収遅れにより売上に結びつかなかったことに加え、ペットボトル用レジン販売等の低利益率の案件が増加いたしました。また、海外において、蘇州（子法人等）および広州（子法人等）におけるペットボトル用プリフォームの生産稼動が固定費を回収するまでに至らなかったことに加え、蘇州（子法人等）におけるプラスチックキャップ生産工場および飲料充填工場の立上準備費用負担が生じました。これらの要因により連結売上総利益率は10.3%と前期比2.3ポイント悪化いたしました。

連結営業損益は、低コスト経営に努め、販売費及び一般管理費の縮減に努めてまいりましたが、グループの規模が拡大するなかで、人件費、広告宣伝費、旅費交通費等が増加したことにより、5億1千2百万円の損失（前期は3億6千5百万円の連結営業利益）となりました。

連結経常損益は、中国現地法人の生産設備投資等のための新たな資金調達に係る支払手数料の発生、有利子負債の増加に伴う支払利息の増加等により、7億5千8百万円の損失（前期は2億8千万円の連結経常利益）となりました。

連結当期純損益は、投資有価証券売却益、売買契約解約違約金等の特別利益を2億4千8百万円計上したものの、投資有価証券売却損等の特別損失を2千4百万円計上した他、法人税等の負担が2億1千9百万円生じたため、7億6千7百万円の損失（前期は2億5千1百万円の連結当期純損失）となりました。

(2) 企業集団が対処すべき課題

今後の見通しにつきまして、日本経済は海外経済の拡大を背景に、輸出増加を続けていくとみられます。国内民間需要も過剰設備・過剰債務などの構造的な調整圧力が概ね払拭され、高水準の企業収益や個人所得の緩やかな増加を背景に、引き続き増加していくものとみられます。

当社グループは、日本経済が大きな構造変化の過程にあるなかで業績を伸ばすには、経営環境の変化を先取りしたより高付加価値の商品・サービス、事業を創出することが重要な課題だと認識しております。

国内におきましては、当社グループの創業以来のコアビジネスである産業機械事業のさらなる強化を図り、より効率的に経営資源を投下し、安定的な収益源として成長させていきます。

海外におきましては、中国現地法人(蘇州、広州、深圳)における飲料容器および食品容器用ペットボトルプリフォーム・プラスチックキャップの生産・販売ならびに飲料充填事業を早期に安定軌道に乗せ、収益源をグローバル化し、高い成長を維持できる基盤を築いてまいります。

また、当社は、持株会社としてアルテックグループ全体の経営戦略立案、各事業会社に対する監督およびサービス提供等を行い円滑なグループ運営とグループ全体の企業価値の最大化を一層追求してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(3) 企業集団の資金調達の状況

当期におきましては、運転資金のほか、主に蘇州および広州の中国現地法人2社のペットボトル用プリフォーム生産設備、プラスチックキャップ生産設備、飲料充填設備投資資金ならびに深圳の中国現地法人への投資資金に充当するため、総額35億1千9百万円の長期銀行借入れを実行し、また、総額20億円の新株予約権付社債を発行いたしました。

その他、機動的・効率的な資金調達を目的に取引銀行との間で貸出コミットメント契約を締結しており、当期末における借入未実行残高は18億4千万円であります。

(4) 企業集団の設備投資の状況

当期における設備投資額は32億6千1百万円であります。その主なものは、蘇州および広州の中国現地法人2社のペットボトル用プリフォーム生産設備、プラスチックキャップ生産設備および飲料充填設備への投資28億2千万円であります。

(5) 企業集団および当社の営業成績および財産の状況の推移
企業集団の営業成績および財産の状況の推移

期 別 項 目	第 27 期	第 28 期	第 29 期	第30期(当期)
	平成13年12月1日から 平成14年11月30日まで	平成14年12月1日から 平成15年11月30日まで	平成15年12月1日から 平成16年11月30日まで	平成16年12月1日から 平成17年11月30日まで
売 上 高(百万円)	28,065	28,809	30,237	32,671
経常利益又は 経常損失(Δ)(百万円)	416	△444	280	△758
当期純利益又は 当期純損失(Δ)(百万円)	218	△663	△251	△767
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(Δ)	21円70銭	△65円88銭	△28円53銭	△76円46銭
総 資 産(百万円)	24,461	24,041	26,578	29,721
純 資 産(百万円)	9,671	8,806	8,509	7,777

- (注) 1. 第28期より1株当たり当期純損失は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準適用指針第4号)を適用して算出しております。
2. 第27期につきましては、プラスチック関連分野のペットボトル関連およびリサイクル関連ならびに情報メディア関連分野が好調に推移したため増収となりました。また、企業間競争の激化と産業資材の売上比率の伸長により売上総利益率が低下するほか、持分法投資利益の悪化、有価証券売却損および投資有価証券評価損等が発生しましたが、販売費及び一般管理費の節減、退職給付制度の廃止による退職給付引当金取崩益および関係会社の事業整理に伴う連結決算上の投資有価証券売却益等が発生したため増益となりました。
3. 第28期につきましては、プラスチック関連分野のペットボトル関連資材および情報メディア関連分野が好調に推移したため増収となりました。しかしながら、企業間競争の激化と産業資材の売上比率の伸長に加えて、お客様機械の保守費用の負担が生じたこと等により売上総利益率が低下しました。また、貸倒懸念の営業債権に対する貸倒引当金の計上および中国現地法人の開業費償却ならびに不採算事業の撤退・整理に伴う事業整理損の計上等により損失となりました。
4. 第29期につきましては、情報メディア関連分野およびその他の分野の食品機械関連、帯電防止剤関連が好調に推移したため増収となりました。しかしながら、蘇州および広州の中国現地法人2社における生産ラインの不具合発生のため本格生産稼働が遅れたこと、これら中国現地法人の生産設備投資のための有利子負債の増加に伴う支払利息の増加および開業費償却の発生等に加え、投資有価証券評価損、役員退職慰労金および訴訟和解金の計上、ならびに繰延税金資産の回収可能性をより保守的に見直し法人税等調整額の計上を圧縮したこと等により損失となりました。
5. 第30期(当期)の状況につきましては、前記「(1)企業集団の営業の経過および成果」に記載のとおりであります。

当社の営業成績および財産の状況の推移

項 目	期 別	第 27 期	第 28 期	第 29 期	第30期(当期)
		平成13年12月1日から 平成14年11月30日まで	平成14年12月1日から 平成15年11月30日まで	平成15年12月1日から 平成16年11月30日まで	平成16年12月1日から 平成17年11月30日まで
売 上 高(百万円)		27,906	29,990	—	—
営 業 収 益(百万円)		—	—	760	1,280
経常利益又は 経常損失(Δ)(百万円)		364	△88	△343	34
当期純利益又は 当期純損失(Δ)(百万円)		119	△303	△478	199
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(Δ)		11円89銭	△30円11銭	△47円68銭	19円91銭
総 資 産(百万円)		24,128	24,352	20,881	22,698
純 資 産(百万円)		10,026	9,610	8,999	9,343

- (注) 1. 当社は、平成15年12月1日付をもって新設分割（物的分割）の方法により5事業グループを分社化し、当社を持株会社とする持株会社体制に移行いたしました。これに伴い、当社の売上高は、第28期までの産業機械・機器の販売および産業資材・製品の販売等に係るものから、第29期より子会社との間の業務受託収入、不動産賃貸収入等に係るものとなっております。このため、これら収益項目を第29期より「営業収益」として表示しております。
2. 第28期から改正後の商法施行規則の規定に基づき、第27期の「当期利益」および「1株当たり当期利益」は、それぞれ「当期純利益」および「1株当たり当期純利益」と表示しております。
3. 第27期の1株当たり当期純利益は、第26期より自己株式を資本の控除項目にしたことに伴い、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除して算出しております。
4. 第28期より1株当たり当期純利益又は当期純損失は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準第2号）および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準適用指針第4号）を適用して算出しております。
5. 第27期につきましては、プラスチック関連分野のペットボトル関連およびリサイクル関連ならびに情報メディア関連分野が好調に推移したため増収となりました。また、企業間競争の激化と産業資材の売上比率の伸長により売上総利益率が低下しましたが、販売費及び一般管理費の節減等に努めた結果、増益となりました。
6. 第28期につきましては、プラスチック関連分野のペットボトル関連資材および情報メディア関連分野が好調に推移したため増収となりました。しかしながら、企業間競争の激化と産業資材の売上比率の伸長に加えて、お客様機械の保守費用の負担が生じたこと等により売上総利益率が低下しました。また、貸倒懸念債権に対する貸倒引当金の計上および不採算事業の撤退・整理に伴う事業整理損の計上等により損失となりました。

7. 第29期につきましては、平成15年12月1日付で5事業グループを分社化し、当社は持株会社に移行したことに伴い、当社の主な収益が分社からの業務受託収入および不動産賃貸収入となったこと、また分社初年度のため、分社からの配当が得られなかったことにより大幅な減収となりました。このため、一般管理費を吸収できず、また、投資有価証券評価損、役員退職慰労金および訴訟和解金の計上、繰延税金資産の回収可能性をより保守的に見直し法人税等調整額の計上を圧縮したこと等により損失となりました。
8. 第30期（当期）につきましては、子会社からの業務受託収入および不動産賃貸収入に加え、子会社からの配当金収入により大幅な増収となりました。また、人員補強に伴う人件費等の増加、中国現地法人の生産設備投資等のための新たな資金調達に係る支払手数料の発生、有利子負債の増加に伴う支払利息の増加等があるものの、上記の増収に加え、投資有価証券売却益および連結納税制度適用による法人税のマイナス等により利益計上となりました。

2. 会社の概況（平成17年11月30日現在）

(1) 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、当社、子法人等16社および関連会社3社で構成され、産業機械・機器の仕入、販売、これに関連する産業資材・製品の仕入、生産、販売、およびこれらに関連するサービスの提供を一体とする産業機械事業を営んでおります。

商品等の分野	商品等の内容	売上高構成比率
プラスチック関連分野	ペットボトルブロー成形機、無菌充填機、プリフォーム成形機、塩ビパイプ押出機、異型押出機、継手成形金型、プラスチックシート製造機、ラミネートチューブ製造機、プラスチック再生機、パレット製造ライン、射出成型機、製袋機、製品他	% 56.9
紙関連分野	カートカン製造充填システム、紙カップ成形機、ロータリーカッティングシステム他	0.6
印刷関連分野	グラビア印刷機、フレキソ印刷機、曲面印刷機、コンピューターグラフィックス製版画像処理システム、昇華型プルーファールおよび材料他	11.4
情報メディア関連分野	DVD・BD・HD-DVD検査装置、評価機、製造装置、DVDケース、特殊印刷ケース・フィギュア、情報検査支援ソフトウェア、翻訳ソフト、XMLソリューション、ICカード、RFIDタグ製造装置、ICカード発行機、RFID用ラミネーター、フェリカ対応検査機、ナショナルセキュリティシステム、自動入出国管理システム他	24.3
その他の分野	食品機械、医薬品異物検査装置、再生処理機械、帯電防止剤、化粧品加工装置、アルミ蒸着機、飼料製造装置他	6.8
合 計		100.0

(2) 企業集団の主要な事業所

区分	所在地	
当社	本社	東京都新宿区 四谷四丁目4番地1
	大阪支店	大阪府大阪市
国内子法人等	アルテックエービーエス㈱	東京都新宿区四谷
	アルテックコミュニケーションズ㈱	東京都新宿区四谷
	アルテックアルト㈱	東京都新宿区四谷
	アルテックエーディーエス㈱	東京都新宿区四谷
	アルテックエーアールエス㈱	東京都新宿区四谷
	アルテックエンジニアリング㈱	東京都新宿区四谷
	アルパレット㈱	福井県坂井郡丸岡町
在外子法人等	愛而泰可新材料（蘇州）有限公司	中国蘇州市
	愛而泰可貿易（上海）有限公司	中国上海市
	愛而泰可新材料（広州）有限公司	中国広州市

(3) 株式の状況

- ① 会社が発行する株式の総数 40,000,000株
- ② 発行済株式の総数 10,556,896株
- (注) 発行済株式の総数は前期末比272,840株増加しております。これは、新株予約権付社債に係る新株予約権行使による普通株式の増加によるものであります。
- ③ 株主数 5,613名
- ④ 大株主(上位10名)

株 主 名	当社への出資状況		当該株主への出資状況	
	持 株 数	議決権比率	持 株 数	出資比率
	株	%	株	%
竹内エムアンドティ株式会社	900,000	8.87	—	—
由利和久	768,676	7.58	—	—
村永八千代	387,076	3.81	—	—
リテラ・クリア証券株式会社	333,032	3.28	—	—
株式会社アルミネ	327,000	3.22	—	—
株式会社東京三菱銀行	285,840	2.81	—	—
株式会社UFJ銀行	220,080	2.17	—	—
竹内正明	164,000	1.61	—	—
東京リース株式会社	151,904	1.49	—	—
三井住友海上火災保険株式会社	136,720	1.34	—	—

- (注) 1. 当社は、自己株式261,108株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
2. 株式会社東京三菱銀行と株式会社UFJ銀行は平成18年1月1日をもって合併し、株式会社三菱東京UFJ銀行となりました。

(4) 自己株式の取得、処分等および保有の状況

- ① 取得した株式
- 普通株式 1,420株
- 取得価額の総額 1,163千円
- ② 決算期末において保有する株式
- 普通株式 261,108株

(注) 当期において、処分または失効手続きをした自己株式はありません。

(5) 新株予約権の状況

現に発行している新株予約権

2009年6月5日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債 (平成17年6月6日発行)	
発行決議の日	平成17年5月18日 取締役会決議
新株予約権付社債の残高(千円)	1,782,000
新株予約権の数(個)	1,782
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1、2	2,230,287
新株予約権の発行価額(円)	無償
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 2	新株予約権1個あたり 1,000,000
新株予約権の行使期間(注) 3	平成17年6月20日から平成21年5月22日の銀行営業終了時(いずれもロンドン時間)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 2、4	発行価格 1株あたり799 資本組入額 1株あたり400
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	商法第341条ノ2第4項の定めにより社債と新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

(注) 1. 本新株予約権付社債の所持人が本新株予約権を行使した場合に、発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」と総称する。)すべき当社普通株式の数は、当該本新株予約権付社債の所持人による本新株予約権の行使請求に係る社債額面金額の総額を転換価額(下記(注)2で定義する。)で除した数とする。但し、本新株予約権の行使の際に生じる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合、商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

2. 転換価額

① 当初転換価額

本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの金額(以下「転換価額」という。)は、当初799円とする。

② 転換価額の調整

転換価額は、本新株予約権付社債発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で新たに当社普通株式を発行又は当社の有する当社普通株式を処分する場合、次の算式により調整される。

$$\text{調整後} = \frac{\text{調整前} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}} \right) \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(なお、「既発行株式数」には当社が有する当社普通株式は含まない。)

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の発行、当社による一定の財産、金銭、株式等の当社株主への分配、その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整される。但し、当社のストック・オプション制度によるオプションの付与その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には調整は行われない。

③ 転換価額の下方修正

平成 18 年 5 月 19 日 (以下「第一決定日」という。) および平成 19 年 5 月 18 日 (以下「第二決定日」という。)

(いずれも日本時間。以下「決定日」と総称する。) までの (いずれも同日を含む。) 各 10 連続取引日の東京証券取引所が公表する当社普通株式の普通取引の終値の平均値で 1 円未満の端数を切り上げた金額が当該決定日において有効な転換価額を 1 円以上下回る場合、転換価額は、平成 18 年 6 月 5 日 (以下「第一効力発生日」という。) および平成 19 年 6 月 4 日 (以下「第二効力発生日」という。)(いずれも日本時間。以下「効力発生日」と総称する。) 以降、それぞれ、上記の計算方法により算出された額に下方修正される。かかる修正は、決定日 (同日を含まない。) から効力発生日 (同日を含む。) までの期間になされた調整 (以下「中間調整」という。) に従うものとし、遡及的調整は無視するものとする (但し、これに関する当社の義務には影響を及ぼさない。)。但し、転換価額は、決定日の最低転換価額 (第一決定日の転換価額の 80% (上記と同様の調整に服する。以下同様とする。)) をいう (1 円未満は切り上げる。)。) 未満に修正されることはないものとし、転換価額が最低転換価額未満に減額された場合には、転換価額は最低転換価額とする。

3. 本社債が繰上償還される場合は、当該償還日の 5 営業日前の日における銀行営業終了時 (ロンドン時間) まで、また、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益喪失時までとする。
4. 本新株予約権の行使により発行する株券の発行価格のうちの資本組入額は、当該発行価格に 0.5 を乗じ、その結果、1 円未満の端数を生じるときはその端数を切り上げた額とする。
5. 商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号により、本新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から、当該本新株予約権が付せられた本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとみなす。

(6) 企業結合の状況

① 重要な子法人等の状況

会社名	資本金	当議決権比率	社率	主要な事業内容
アルテックエーピーエス(株)	100百万円	100.0	%	パッケージング・印刷関連商品の仕入および販売ならびにこれらに関連するサービス
アルテックコミュニケーションズ(株)	100百万円	100.0		プラスチック加工関連商品の仕入および販売ならびにこれらに関連するサービス
アルテックアルト(株)	100百万円	100.0		ペットボトル・紙加工関連商品の仕入および販売ならびにこれらに関連するサービス
アルテックエーディーエス(株)	100百万円	100.0		情報メディア関連商品の仕入および販売ならびにこれらに関連するサービス
アルテックエーアールエス(株)	100百万円	100.0		リサイクル関連商品の仕入および販売ならびにこれらに関連するサービス
アルテックエンジニアリング(株)	30百万円	55.0		各種機械機器の据付・調整・保守サービス
アルパレット(株)	100百万円	51.0		輸送用パレットの生産・販売および廃プラスチック類再商品化中間処理サービス
愛而泰可新材料(蘇州)有限公司	24,000千円が外	100.0		ペットボトル用プリフォームおよびプラスチックキャップの生産・販売等
愛而泰可貿易(上海)有限公司	650千円が外	100.0		各種産業機械および関連商品の仕入および販売ならびにこれらに関連するサービス
愛而泰可新材料(広州)有限公司	10,000千円が外	100.0		ペットボトル用プリフォームの生産・販売

② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当議決権比率	社率	主要な事業内容
エスコグラフィックス(株)	10百万円	40.0	%	印刷機械製版画像処理システムの販売
日本パリソン(株)	450百万円	39.0		ペットボトル用プリフォームの生産・販売
愛而泰可新材料(深圳)有限公司	10,000万RMB	45.0		ペットボトルおよびペットボトル用プリフォームの生産・販売

③ 企業結合の経過

当期において、当社、重要な子法人等および重要な関連会社の異動はありません。

④ 企業結合の成果

「1. 営業の概況(1)企業集団の営業の経過および成果」に記載のとおりであります。

(7) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高	借入先が有する当社株式	
		持株数	議決権比率
	百万円	株	%
株式会社東京三菱銀行	2,448	285,840	2.81
株式会社みずほ銀行	1,526	94,800	0.93
株式会社UFJ銀行	1,249	220,080	2.17
三菱UFJ信託銀行株式会社	835	117,520	1.15
株式会社三井住友銀行	834	—	—
アルテックエーディーエス株式会社	678	—	—
アルテックアルト株式会社	570	—	—
アルテックコミュニケーションズ株式会社	453	—	—

(注) 上記のアルテックエーディーエス株式会社、アルテックアルト株式会社およびアルテックコミュニケーションズ株式会社からの借入金残高は、主にグループ内の資金を一元管理する資金集中管理システムにより、子法人等の余剰資金を当社の口座に集約したものであります。

(8) 取締役および監査役の状況

① 取締役および監査役

地 位	氏 名	担当または主な職業
代表取締役会長	由 利 和 久	愛而泰可新材料（広州）有限公司 董事長
代表取締役社長	田 中 利 浩	
専 務 取 締 役	張 能 徳 博	
取 締 役	瀧 川 賢 一	愛而泰可新材料（深圳）有限公司 董事總經理 愛而泰可新材料（蘇州）有限公司 董事長 愛而泰可貿易（上海）有限公司 董事長
取 締 役	尾 山 義 秋	財務・経理担当
取 締 役	梅 木 義 則	アルテックアルト㈱代表取締役社長
取 締 役	加 畑 洋	アルテックエーディーエス㈱ 代表取締役社長
取 締 役	風 見 亘 彦	アルテックコミュニケーションズ㈱ 代表取締役社長
取 締 役	脇 本 良 一	アルテックエーアールエス㈱ 代表取締役社長
常 勤 監 査 役	益 田 裕 一	弁護士
監 査 役	今 中 幸 男	
監 査 役	越 智 俊 典	

- (注) 1. 監査役今中幸男および越智俊典の両氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。
2. 当期中の取締役および監査役の異動は、次のとおりであります。
取締役退任
横山 直臣（平成17年2月25日付）
3. 取締役脇本良一は、平成17年12月1日付でアルテックエーアールエス株式会社の代表取締役社長を辞任しております。

② 取締役および監査役に支払った報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益の額

(単位：千円)

区 分	取 締 役		監 査 役		計		摘要
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額	
株主総会決議に基づく報酬	5	60,792	3	9,060	8	69,852	
計		60,792		9,060		69,852	

- (注) 1. 株主総会決議による報酬限度額（年額）は次のとおりであります。
取締役 300,000千円（平成9年2月24日 定時株主総会決議）
監査役 40,000千円（平成15年2月25日 定時株主総会決議）
なお、当該株主総会決議による限度額には、使用人兼務取締役の使用人部分は含まれておりません。
2. 上記支給額のほか次のとおり支給があります。
使用人兼務取締役の使用人分の報酬 4,390千円
3. 期末日現在の取締役は9名、監査役は3名であります。このうち、取締役4名に対しては、報酬を支払っておりません。

(9) 会計監査人に対する報酬等の額

- | | |
|---|-------|
| ① 当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 | 43百万円 |
| ② 上記①の合計額のうち、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務(監査証明業務)の対価として当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 | 34百万円 |
| ③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額 | 32百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、商法特例法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、③の金額はこれらの合計額を記載しております。

(10) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増
624 名	223 名

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 従業員数の増加は、主に愛而泰可新材料(蘇州)有限公司におけるプラスチックキャップ生産工場および飲料充填工場の立ち上げに伴う採用によるものであります。

3. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実
該当事項はありません。

(注) 本営業報告書中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

貸借対照表

(平成17年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,981,709	流動負債	5,676,507
現金及び預金	1,301,395	支払手形	42,230
繰延税金資産	9,435	短期借入金	5,240,872
短期貸付金	1,010,152	未払費用	53,761
その他	661,552	未払法人税等	22,116
貸倒引当金	△826	その他	317,526
固定資産	19,717,284	固定負債	7,678,657
有形固定資産	5,936,540	社 債	100,000
建 物	2,147,398	新株予約権付社債	1,782,000
土 地	3,708,185	長期借入金	5,787,739
建設仮勘定	8,160	そ の 他	8,917
その他	72,796	負債合計	13,355,164
無形固定資産	55,536	(資本の部)	
投資その他の資産	13,725,207	資本金	4,023,423
投資有価証券	794,602	資本剰余金	4,563,088
子会社株式	3,943,338	資本準備金	4,563,088
子会社出資金	3,893,020	利益剰余金	947,922
長期貸付金	3,155,015	利益準備金	98,001
繰延税金資産	295,025	任意積立金	650,000
保険積立金	717,384	別途積立金	650,000
その他	1,001,591	当期末処分利益	199,921
貸倒引当金	△74,769	株式等評価差額金	31,488
		自己株式	222,092
資産合計	22,698,994	資本合計	9,343,830
		負債及び資本合計	22,698,994

損 益 計 算 書

(平成16年12月1日から
平成17年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
(経常損益の部)		
営業損益の部		
営業収益		
子会社業務受託収入	621,873	
子会社不動産賃貸収入	203,887	
子会社配当金収入	454,800	1,280,561
営業費用		
一般管理費	1,089,903	1,089,903
営業利益		190,657
営業外損益の部		
営業外収益		
受取利息	115,863	
受取配当金	14,988	
不動産賃貸収入	34,126	
為替差益	43,624	
その他の営業外収益	21,887	230,491
営業外費用		
支払利息	221,345	
支払手数料	69,795	
社債発行費	39,604	
デリバティブ評価損	42,217	
その他の営業外費用	13,558	386,521
経常利益		34,627
(特別損益の部)		
特別利益		
投資有価証券売却益	119,339	
貸倒引当金戻入益	999	120,339
特別損失		
投資有価証券売却損	10,727	
投資有価証券評価損	1,999	
子会社株式評価損	19,619	
会員権売却損	2,000	34,347
税引前当期純利益		120,620
法人税、住民税及び事業税	△145,404	
法人税等調整額	66,296	△79,107
当期純利益		199,728
前期繰越利益		193
当期末処分利益		199,921

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
 - (2) その他有価証券
 - 時価のあるもの
決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
 - 時価のないもの
移動平均法による原価法によっております。
なお、投資事業組合への出資については組合の財産の持分相当額に基づき評価しております。
2. デリバティブの評価基準
時価法によっております。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産……………定率法によっております。
ただし、平成10年4月1日以後取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は、建物が3年～50年であります。
 - 無形固定資産……………自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
4. 繰延資産の処理方法
社債発行費は、支出時に全額費用処理しております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個々に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
7. リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
8. ヘッジ会計の方法
 - (1) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
振当処理の要件を満たす通貨スワップ取引については、振当処理を行っております。
また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段
 デリバティブ取引（通貨スワップ取引及び金利スワップ取引）
- ・ヘッジ対象
 外貨建金銭債権債務
 変動金利借入金

(3) ヘッジ方針

為替及び金利等相場変動に伴うリスクの軽減、資金調達コストの低減を目的に通貨及び金利に係るデリバティブ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

通貨スワップ取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジ開始以降のキャッシュ・フローを固定できるため、有効性の判定を省略しております。また、金利スワップ取引については、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を判定しております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、有効性の判定を省略しております。

8. 消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

9. 連結納税制度の適用

当営業年度から連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

1. 前営業年度において投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました投資事業組合への出資（前営業年度末85,038千円、当営業年度末89,095千円）は、証券取引法第2条第2項の改正に伴い、当営業年度から投資その他の資産の「投資有価証券」に含めて表示しております。
2. 前営業年度において「その他の営業外費用」に含めて表示しておりました「支払手数料」は金額の重要性が増したため、当営業年度より区分掲記しております。なお、前営業年度の「支払手数料」は9,799千円であります。

(貸借対照表注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 854,287千円
2. 貸借対照表に計上した固定資産のほかリース契約により使用している電子計算機及び周辺機器等があります。
3. 子会社に対する債権・債務

短期金銭債権	1,140,787千円
長期金銭債権	3,002,695千円
短期金銭債務	2,059,962千円
長期金銭債務	252,239千円
4. 担保に供している資産

建物	2,097,441千円
土地	3,681,145千円
その他の有形固定資産	5,964千円
投資有価証券	62,718千円
5. 貸出コミットメント

当社は、関連会社の愛而泰可新材料(深圳)有限公司の増資資金及び運転資金の資金需要に対する機動的・効率的な資金調達を目的に、取引銀行6行との間で貸出コミットメント契約を締結しております。当営業年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	800,000千円
借入実行残高	—千円
差引額	800,000千円
6. 財務制限条項等
 - (1) 当社の株式会社東京三菱銀行を主幹事とするシンジケートローン契約(契約日平成15年7月28日、借入金残高1,574,000千円)には、下記の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。
 - ① 各年度の決算期(中間決算期を含まない。)の末日における連結貸借対照表の資本の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または平成14年11月期の末日における連結貸借対照表の資本の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持する。
 - ② 各年度の決算期(中間決算期を含まない。)の末日における連結損益計算書の経常損益について、3期連続して損失を計上しない。
 - ③ 当社の愛而泰可新材料(蘇州)有限公司に対する貸付金残高及び出資金残高の合計金額を当該借入金残高以上に維持する。また、その他の誓約条項の主なものとして、担保提供、資産譲渡、出資維持等に一定の制限が設けられております。
 - (2) 当社の株式会社東京三菱銀行を主幹事とするシンジケートローン契約(契約日平成16年12月15日、借入金残高1,939,000千円)には、下記の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。
 - ① 各年度の決算期(中間決算期を含まない。)の末日における連結貸借対照表の資本の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または平成15年11月期の末日における連結貸借対照表の資本の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持する。
 - ② 各年度の決算期(中間決算期を含まない。)の末日における連結損益計算書の経常損益について、3期連続して損失を計上しない。また、その他の誓約条項の主なものとして、担保提供、資産譲渡、出資維持等に一定の制限が設けられております。

- (3) 当社の株式会社みずほ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（契約日平成17年9月30日、借入極度額800,000千円、借入実行残高一千円）には、下記の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

① 各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における連結貸借対照表の資本の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または平成16年11月期の末日における連結貸借対照表の資本の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持する。

② 各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における連結損益計算書の経常損益について、2期連続して損失を計上しない。

③ 愛而泰可新材料（深圳）有限公司の各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における愛而泰可新材料（深圳）有限公司の損益計算書の経常損益について、2期連続して損失を計上しない。

また、その他の誓約条項の主なものとして、担保提供、資産譲渡、出資維持等に一定の制限が設けられております。

7. 保証債務 8,091,374千円
上記のうち、会社分割により設立した子会社5社に対する保証債務の金額は、5,555,805千円であります。また、国内関連会社1社に対する保証債務については、他社による再保証額144,000千円を控除して記載しております。

8. 連帯債務 257,702千円
会社分割により設立した子会社5社が承継した債務についての並存的債務引受けによる連帯債務であります。

9. 商法施行規則第124条第3号に規定する時価を付したことにより増加した純資産額は1,936千円であります。

(損益計算書注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 子会社との取引高 | |
| 一般管理費 | 104,791千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 94,013千円 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 19円91銭 |

(税効果会計関係)

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、次のとおりであります。

① 流動の部	
繰延税金資産	
未払事業税	7,145千円
未払費用	4,210千円
その他	1,883千円
繰延税金資産小計	13,238千円
評価性引当額	△3,478千円
繰延税金資産合計	9,760千円
繰延税金負債	
未収配当金	325千円
繰延税金負債合計	325千円
繰延税金資産の純額	9,435千円
② 固定の部	
繰延税金資産	
子会社株式 (会社分割に伴う承継会社株式)	64,680千円
貸倒引当金	30,423千円
ゴルフ会員権	14,404千円
繰越欠損金	440,643千円
その他	13,204千円
繰延税金資産小計	563,356千円
評価性引当額	△246,728千円
繰延税金資産合計	316,627千円
繰延税金負債	
株式等評価差額金	21,602千円
繰延税金負債合計	21,602千円
繰延税金資産の純額	295,025千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳は、次のとおりであります。

法定実効税率	40.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.0%
住民税均等割額	4.0%
外国税額	8.0%
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△156.5%
繰延税金資産に係る評価性引当て	35.7%
その他	△1.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△65.6%

記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

利 益 処 分 案

(単位：円)

科 目	金 額
当期末処分利益	199,921,054
これを次のとおり処分いたします。	
利益配当金 (1株につき12円)	123,549,456
次期繰越利益	76,371,598

独立監査人の監査報告書

平成18年1月23日

アルテック株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 村上眞治印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中桐光康印
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、アルテック株式会社の平成16年12月1日から平成17年11月30日までの第30期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成16年12月1日から平成17年11月30日までの第30期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等について取締役の義務違反は認められません。

- (6) 子会社調査の結果、取締役の職務執行に関し指摘すべき事項は認められません。

平成18年1月26日

アルテック株式会社 監査役会

常勤監査役	益 田 裕 一 印
監 査 役	今 中 幸 男 印
監 査 役	越 智 俊 典 印

(注) 監査役今中幸男及び監査役越智俊典は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

連結貸借対照表

(平成17年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	13,568,209	流動負債	13,200,283
現金及び預金	3,404,620	支払手形及び買掛金	5,003,060
受取手形及び売掛金	6,468,634	短期借入金	3,785,589
たな卸資産	1,447,398	未払費用	796,411
前渡金	1,156,379	未払法人税等	79,487
繰延税金資産	123,195	前受金	1,892,168
その他	991,072	設備関係支払手形	47,532
貸倒引当金	△23,092	その他	1,596,032
固定資産	16,153,332	固定負債	8,681,102
有形固定資産	12,310,059	社 債	100,000
建物及び構築物	3,261,782	新株予約権付社債	1,782,000
機械装置及び運搬具	2,815,897	長期借入金	6,723,806
土地	3,887,295	繰延税金負債	8,480
建設仮勘定	1,664,574	その他	66,816
その他	680,508	負債合計	21,881,385
無形固定資産	62,625	(少数株主持分)	
投資その他の資産	3,780,646	少数株主持分	62,883
投資有価証券	1,532,470	(資本の部)	
長期貸付金	145,523	資 本 金	4,023,423
繰延税金資産	381,767	資本剰余金	4,563,088
保険積立金	717,384	利益剰余金	556,398
その他	1,081,779	株式等評価差額金	64,693
貸倒引当金	△78,279	為替換算調整勘定	95,442
		自己株式	222,092
		資本合計	7,777,271
資産合計	29,721,541	負債、少数株主持分 及び資本合計	29,721,541

連結損益計算書

(平成16年12月1日から
平成17年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
(経常損益の部)		
営業損益の部		
営業収益		
売上高	32,671,369	32,671,369
営業費用		
売上原価	29,286,113	
販売費及び一般管理費	3,897,879	33,183,993
営業損失		512,623
営業外損益の部		
営業外収益		
受取利息	52,445	
受取配当金	5,788	
持分法による投資利益	4,999	
不動産賃貸収入	34,126	
為替差益	447,201	
その他の営業外収益	67,331	611,892
営業外費用		
支払利息	233,093	
デリバティブ評価損	485,328	
その他の営業外費用	139,811	858,233
経常損失		758,964
(特別損益の部)		
特別利益		
貸倒引当金戻入益	40,592	
固定資産売却益	798	
投資有価証券売却益	119,339	
持分変動損益	8,238	
売買契約解約違約金	79,348	248,317
特別損失		
固定資産除却損	9,633	
投資有価証券売却損	10,727	
投資有価証券評価損	1,999	
会員権売却損	2,000	24,360
税金等調整前当期純損失		535,006
法人税、住民税及び事業税	117,348	
法人税等調整額	102,028	219,376
少数株主利益		12,772
当期純損失		767,156

(連結計算書類作成のための基本となる事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子法人等 14社

アルテックエーピーエス(株)、アルテックコミュニケーションズ(株)、アルテックアルト(株)、アルテックエーディーエス(株)、アルテックエーアールエス(株)、アルテックエンジニアリング(株)、アルパレット(株)、アルテックアイティ(株)、アルテックルークス(株)、ALTECH-PLAST AG、ALTECH ASIA PACIFIC CO., LTD.、愛而泰可新材料(蘇州)有限公司、愛而泰可貿易(上海)有限公司、愛而泰可新材料(広州)有限公司
上記のうち、ALTECH-PLAST AGは平成17年7月13日付をもってALTECH PACKAGING AGから商号を変更したものであります。

(2) 非連結子法人等 2社

ALTECH U. S. A., INC.、(株)リサイクル・アンド・イコール
(連結の範囲から除いた理由)

ALTECH U. S. A., INC. は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等の各金額は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

また、(株)リサイクル・アンド・イコールについては、財務及び営業又は事業の方針を決定する機関に対する支配が一時的であるため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社 3社

エスコグラフィックス(株)、日本パリソン(株)、愛而泰可新材料(深圳)有限公司

(2) 持分法を適用しない非連結子法人等 2社

ALTECH U. S. A., INC.、(株)リサイクル・アンド・イコール
(持分法を適用しない理由)

ALTECH U. S. A., INC. は、連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

また、(株)リサイクル・アンド・イコールについては、財務及び営業又は事業の方針の決定に対する影響が一時的であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社3社の決算日は、以下のとおりでありいずれも連結決算日と異なっております。持分法の適用に当たっては、連結決算日の直前の各社の中間決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

	決算日	中間決算日
・エスコグラフィックス(株)	……12月31日	6月30日
・日本パリソン(株)	……3月20日	9月20日
・愛而泰可新材料(深圳)有限公司	……12月31日	6月30日

3. 連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等のうちALTECH-PLAST AG及びALTECH ASIA PACIFIC CO., LTD.の決算日は、9月30日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。また、愛而泰可新材料(蘇州)有限公司、愛而泰可貿易(上海)有限公司及び愛而泰可新材料(広州)有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、9月30日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、これらいずれの連結子法人等についても10月1日から連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業組合への出資については組合の財産の持分相当額に基づき評価しております。

② デリバティブ

時価法によっております。

③ 棚卸資産

中国連結子法人等3社を除く連結子法人等11社

個別法による原価法によっております。

中国連結子法人等3社

移動平均法による低価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社、中国連結子法人等3社を除く連結子法人等11社

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以後取得した建物(建物付属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、建物及び構築物が3年～50年、機械装置及び運搬具が2年～15年であります。

中国連結子法人等3社

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、建物及び構築物が5年～20年、機械装置及び運搬具が5年～10年であります。

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個々に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子法人等の資産及び負債、収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は資本の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 重要なリース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

振当処理の要件を満たす為替予約取引については、振当処理を行っております。

また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

・ヘッジ手段

デリバティブ取引（為替予約取引及び金利スワップ取引）

外貨預金

・ヘッジ対象

外貨建金銭債権債務

変動金利借入金

③ ヘッジ方針

為替及び金利等相場変動に伴うリスクの軽減、資金調達コストの低減を目的に通貨及び金利に係るデリバティブ取引等を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引等については、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジ開始以降のキャッシュ・フローを固定できるため、有効性の判定を省略しております。また、金利スワップ取引については、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を判定しております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、有効性の判定を省略しております。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

② 連結納税制度の適用

当連結会計年度から連結納税制度を適用しております。

5. 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結子法人等の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

(表示方法の変更)

1. 前連結会計年度において投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました投資事業組合への出資（前連結会計年度末85,038千円、当連結会計年度末89,095千円）は、証券取引法第2条第2項の改正に伴い、当連結会計年度から投資その他の資産の「投資有価証券」に含めて表示しております。

(連結貸借対照表注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,821,175千円
2. 非連結子法人等及び関連会社に係る項目
投資有価証券（株式） 429,515千円
その他の投資その他の資産（出資金） 507,277千円
3. 担保に供している資産
建物及び構築物 2,103,406千円
土地 3,681,145千円
投資有価証券 62,718千円
4. 貸出コミットメント
(1) 当社は、関連会社の愛而泰可新材料(深圳)有限公司の増資資金及び運転資金の資金需要に対する機動的・効率的な資金調達を目的に、取引銀行6行との間で貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。
貸出コミットメントの総額 800,000千円
借入実行残高 一千円
差引額 800,000千円
(2) 連結子法人等の愛而泰可新材料(広州)有限公司は、運転資金及び設備資金の機動的・効率的な資金調達を目的に、取引銀行4行との間で貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。
貸出コミットメントの総額 1,740,356千円
借入実行残高 699,500千円
差引額 1,040,856千円
5. 財務制限条項等
(1) 当社の株式会社東京三菱銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（契約日平成15年7月28日、借入金残高1,574,000千円）には、下記の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。
① 各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における連結貸借対照表の資本の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または平成14年11月期の末日における連結貸借対照表の資本の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持する。
② 各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における連結損益計算書の経常損益について、3期連続して損失を計上しない。
③ 当社の愛而泰可新材料（蘇州）有限公司に対する貸付金残高及び出資金残高の合計金額を当該借入金残高以上に維持する。
また、その他の誓約条項の主なものとして、担保提供、資産譲渡、出資維持等に一定の制限が設けられております。
(2) 当社の株式会社東京三菱銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（契約日平成16年12月15日、借入金残高1,939,000千円）には、下記の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

① 各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における連結貸借対照表の資本の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または平成15年11月期の末日における連結貸借対照表の資本の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持する。

② 各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における連結損益計算書の経常損益について、3期連続して損失を計上しない。

また、その他の誓約条項の主なものとして、担保提供、資産譲渡、出資維持等に一定の制限が設けられております。

(3) 当社の株式会社みずほ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（契約日平成17年9月30日、借入極度額800,000千円、借入実行残高一千円）には、下記の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

① 各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における連結貸借対照表の資本の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または平成16年11月期の末日における連結貸借対照表の資本の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持する。

② 各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における連結損益計算書の経常損益について、2期連続して損失を計上しない。

③ 愛而泰可新材料（深圳）有限公司の各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における愛而泰可新材料（深圳）有限公司の損益計算書の経常損益について、2期連続して損失を計上しない。

また、その他の誓約条項の主なものとして、担保提供、資産譲渡、出資維持等に一定の制限が設けられております。

(4) 連結子法人等である愛而泰可新材料（広州）有限公司の株式会社東京三菱銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（契約日平成16年12月28日、借入極度額124,400千人民元、借入実行残高50,000千人民元（699,500千円））には、下記の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

① 各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における連結貸借対照表の資本の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または平成15年11月期の末日における連結貸借対照表の資本の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持する。

② 各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における連結損益計算書の経常損益について、3期連続して損失を計上しない。

また、その他の誓約条項の主なものとして、担保提供、資産譲渡、出資維持等に一定の制限が設けられております。

6. 保証債務 1,238,170千円
国内関連会社1社に対する保証債務については、他社による再保証額144,000千円を控除して記載しております。

(連結損益計算書注記)

1. デリバティブ評価損
デリバティブ評価損485,328千円のうち443,111千円については、連結計算書類作成上、相殺消去された連結会社間取引（当社の外貨建貸付金取引）をヘッジ対象とし、当社が実行したヘッジ手段である通貨スワップ取引に係る評価損であります。
2. 売買契約解約違約金
得意先との間で締結していた機械に係る売買契約の解約に伴い受領した違約金であります。
3. 1株当たり当期純損失 76円46銭

(税効果会計関係)

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、次のとおりであります。

① 流動の部

繰延税金資産	
未払事業税	20,761千円
貸倒引当金	10,647千円
未払金	15,412千円
未払費用	23,739千円
繰越欠損金	24,230千円
その他	45,351千円
繰延税金資産小計	140,143千円
評価性引当額	△8,449千円
繰延税金資産合計	131,693千円
繰延税金負債	
未収事業税	8,172千円
未収配当金	325千円
繰延税金負債合計	8,498千円
繰延税金資産の純額	123,195千円

② 固定の部

繰延税金資産	
固定資産未実現利益	93,751千円
子会社株式 (会社分割に伴う承継会社株式)	64,680千円
貸倒引当金	30,423千円
繰越欠損金	734,678千円
その他	28,230千円
繰延税金資産小計	951,765千円
評価性引当額	△532,780千円
繰延税金資産合計	418,984千円
繰延税金負債との相殺額	△37,217千円
繰延税金資産の純額	381,767千円
繰延税金負債	
株式等評価差額金	45,697千円
繰延税金負債合計	45,697千円
繰延税金資産との相殺額	△37,217千円
繰延税金負債の純額	8,480千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳は、次のとおりであります。

法定実効税率	△40.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.1%
住民税均等割額	1.9%
在外連結子法人等適用税率差異	21.5%
繰延税金資産に係る評価性引当て	38.3%
未実現利益に係る税効果会計不適用	13.0%
その他	1.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>41.0%</u>

記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年1月23日

アルテック株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 村上眞治印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中桐光康印

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、アルテック株式会社の平成16年12月1日から平成17年11月30日までの第30期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従いアルテック株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成16年12月1日から平成17年11月30日までの第30期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、また、必要に応じて子会社及び連結子会社に対し会計に関する報告を求め、子会社及び連結子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 子会社及び連結子会社調査の結果、連結計算書類に関し指摘すべき事項は認められません。

平成18年1月26日

アルテック株式会社 監査役会

常勤監査役	益田裕一印
監査役	今中幸男印
監査役	越智俊典印

(注) 監査役今中幸男及び監査役越智俊典は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以上

取締役会決議による当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針

平成17年11月7日開催の取締役会において、当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針を以下のとおり決議いたしました。

1 導入の目的

近時、敵対的買収が社会的にも注目され、これに対する買収防衛策の必要性やあり方が検討されている今般の事情に照らし、当社においても、企業価値を維持し、当社株主の皆様利益を擁護するために、その方針及び制度を検討して設置することが必要と考えた結果、このような大規模買付ルールを定めることといたしました。

2 大規模買付ルールの基本的な考え方

(1) 当社取締役会は、当該大規模買付行為を容認するか否かは、最終的には株主の皆様の判断に任されるべき問題ではありますが、その前提として、大規模買付行為が行われる以前において、当社取締役会を通じて、株主の皆様に必要なかつ十分な情報提供が行われることが不可欠であり、また、その考慮期間が十分確保される必要があると考えております。

この株主の皆様の判断のために、当社取締役会は、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報の提供を求め、その情報が提供された後にこれを検討し、取締役会としての意見を公表いたします。また、当社取締役会としては、その大規模買付者と交渉し、株主の皆様へ代替案を表明することもあります。

(2) 当社は産業機械の専門商社として、既存の商権を核にしながらも変革を先取りした新分野の商権の確保に努め、社会の要請及びお客様のニーズの変化に柔軟かつ的確に対応する営業活動を推進しており、また、近年、産業構造のグローバル化に対応するために世界の市場で収集した世界トップクラスの技術・知識、更に日本での合弁事業を通じて蓄えたペットボトル用プリフォームの生産技術をもとに、プリフォームやキャップ等の生産を目的とする現地法人を中国の蘇州・広州・深圳に順次設立しております。

(3) このような当社におきまして、株主の皆様に対して、大規模買付者と当社取締役会の両方から情報が提示されますことは、当社の業務方針に影響を与えうる大規模買付行為における株式対価の適切性等の条件を検討し判断するために必要なことと考えております。また、当該大規模買付行為が当社グループの経営に与える影響、大規模買付者の当社グループの経営方針・事業活動の計画、また、お取引先・お客様、従業員などの当社グループのステークホルダーに対するその影響度も大規模買付行為を容認するかを決定するに当たっての重要な判断要素と考えております。

- (4) 当社取締役会は、このような視点に留意し、次のとおり、大規模買付ルールを設定することとし、大規模買付者に対して当該ルールの遵守を求めるとともに、そのルールが遵守されないときには、当社取締役会は対抗手段その他の行動を行うことといたします。

3 大規模買付ルールの内容

- (1) 大規模買付ルールが対象とする大規模買付行為とは、特定株主グループ〔※1〕の議決権割合〔※2〕を20%以上とすることを目的とする当社株券等〔※3〕の買付行為又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（なお、これら買付行為のうち、予め当社取締役会が同意したものを除きます。）をいいます。
- (2) 当社取締役会は、株主全体の利益のために、大規模買付行為について、①事前に大規模買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、②当社取締役会による一定の評価・検討のための考慮期間が経過した後に買付行為が始められるべき、と考えております。
- (3) 具体的には、まず、大規模買付者に、当社取締役会に対し、当社株主の皆様の検討・判断及び取締役会としての意見作成のために必要かつ十分な情報（「大規模買付情報」といいます。）として、次のとおりの項目の情報を提供していただきます。
- ① 大規模買付者及びそのグループ・関係者の概要
 - ② 大規模買付行為の目的及び内容
 - ③ 買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け
 - ④ 大規模買付行為完了後に計画又は意図している経営方針・事業計画

その個々の大規模買付行為のあり方によって、提供を求める大規模買付情報の具体的内容は異なってくることもありえますので、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず、当社に対して大規模買付ルールを遵守する旨の意思表示の書面の提出を求めます。この意思表示書面には、大規模買付者の名称、住所・設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案される大規模買付行為の概要を適示していただきます。当社としてはこの意思表示書面を受け取った日の翌日から原則として5営業日以内に大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報の一覧を通知いたします。なお、これにより当初に提供していただいた情報だけではなお判断するために情報が不足していると考えた場合、必要かつ十分な大規模買付情報が整うまで追加として情報を提供していただく可能性はあります。

- (4) 大規模買付の提案があったこと及び当社取締役会に提供された大規模買付情報については、当社取締役会において株主の皆様への判断のために必要であると認めた場合、適宜その全部又は一部を開示することとします。
- (5) この後、当社取締役会は、大規模買付の評価・検討の考慮の困難さ・複雑度に応じ、大規模買付情報の受領が完了した後、60日から90日が取締役会による評価・検討・交渉・意見形成・代替案作成のために必要な期間（「取締役会考慮検討期間」といいます。）として確保されるべきと考えております。
- (6) よって、この取締役会考慮検討期間の経過後に、大規模買付行為が開始されるべきものと考えます。取締役会は、取締役会考慮検討期間において外部専門家からなる株主利益評価委員会（人選については後述の6(2)をご参照ください。）の勧告を最大限尊重し、大規模買付情報を評価・検討いたします。

そして、大規模買付の条件が当社の実態に沿った株主の利益を実現する適切なものであるか、大規模買付者の経営方針・事業計画が当社の企業理念・価値に合致する合理的なものであるか、当社の現経営方針・事業計画との対比、大規模買付がグリーンメーリングや会社の重要財産の収奪を目的とするものであるなど会社に回復しがたい損害を与えるものでないか等、当社の企業価値及び株主の皆様の利益の観点から判断し、取締役会としての意見を表明いたします。また、当社取締役会は、必要な場合には、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、また、代替案を株主の皆様に表示することもあります。

4 防衛策の発動、解除及び維持の条件

- (1) 大規模買付ルールを遵守していただけなかった場合及び当社に回復しがたい損害が生じることが明らかである場合、当社取締役会は、当社株主の皆様の利益の保護、企業価値の維持を目的として、株式分割、新株予約権の発行等、商法その他の法律及び当社定款が取締役会として許容する措置を実行し、大規模買付行為に対抗することがあります。

対抗措置の具体的な内容は、そのときに応じて相当と考えられるものを実行することとなります。この対抗措置が一定の基準日における株主に対して株式分割を行う場合の分割比率は株式分割1回当たり株式1株を最大5株にする範囲内で行います。また、対抗措置が株主割当により新株予約権を発行する場合の概要は後述の（参考）記載のとおりです。なお、新株予約権を発行する場合には、対抗措置としての効果を考慮した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

(2) 大規模買付ルールは、当社の業務経営に関して影響力を持ち得る規模の当社株式の買付について、当社株主全体の利益を擁護するという考え方に立脚し、株主の皆様はその大規模買付を容認するかの判断のために必要かつ十分な情報をご提供し、現に経営を担っている当社取締役会が評価・検討した意見を公表し、また、代替案の表明を受ける機会を確保するために、導入されるものです。大規模買付行為が、グリーンメーリングや会社の重要資産の収奪や資産流用、高配当の強要を目的とするなど、当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかでない限り、大規模買付ルールが遵守されている場合、当社取締役会の判断だけで大規模買付行為に対抗するものではありません。

(3) 当社取締役会としては、大規模買付ルールの導入及び大規模買付ルールが遵守されなかった場合の対抗措置については、当社株主全体の利益・企業価値を擁護するための相応かつ適切な対応であると考えます。

対抗措置により、結果的に大規模買付ルール不遵守の買付者に経済的損害を含む不利益を発生させる可能性があることとなりますので、大規模買付行為を準備されている方に対しては、当該ルールを無視して大規模買付行為を行うことのないよう、予め注意喚起しておきます。

5 株主及び投資家に与える影響

(1) 株主・投資家の皆様への影響は、具体的に発動される対抗措置がどのようなものかによって異なってまいります。大規模買付者に対して対抗措置を講じる場合は、株主の皆様に対し適切なディスクロージャーを行います。なお、対抗措置を発動する場合において、大規模買付者以外の株主・投資家の皆様に法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

(2) 株式分割や新株予約権の発行などの対抗措置が発動される場合には、別途公告する基準日までには名義書換を完了していただく必要があります。新株予約権の発行又は行使につきましては、新株予約権又は新株を取得するために所定の期間に一定の金額の払込をしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に法令に基づき別途お知らせいたします。

6 大規模買付ルール導入の経緯及び今後の方針

- (1) 大規模買付ルールの導入を採択した取締役会は、当社取締役9名及び当社監査役3名（うち2名は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に規定する社外監査役）の全員が出席した上、全会一致をもって可決承認しました。その際、いずれの監査役も大規模買付ルールの運用が適正に行われることを条件として、大規模買付ルールに賛成する旨の意見を述べました。
- (2) 株主利益評価委員会を構成する外部専門家につきましては、社外監査役2名（うち1名は現在弁護士が就任しております。）の他、会社経営に関する有識者2名、公認会計士1名とし、具体的な人選は、平成17年12月22日開催の取締役会において選任しております。
- (3) 当該大規模買付ルールを継続するかどうかについては、定時総会後、最初に開催される取締役会で再度検討し、その検討結果については速やかに公表いたします。また、当社取締役会は、各種法令等を検討し、当社株主全体の利益の観点から大規模買付ルールを適宜再検討いたします。

- 〔※1〕 特定株主グループとは、当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます）の保有者（証券取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます）又は買付等（証券取引法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます）を行う者とその共同保有者（証券取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます）及び特別関係者（証券取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます）を意味します。
- 〔※2〕 議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済全株式から直近の自己株券買付状況報告書に記載された数の保有自己株式を除いた株式の議決権数とします。
- 〔※3〕 株券等とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

(参考) 株主割当により新株予約権を発行する場合の概要

- 1 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件
取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式(ただし、当社の有する当社普通株式を除く。)1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。
- 2 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類については、当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。
- 3 発行する新株予約権の総数
新株予約権の割当総数については、2,000万個を上限として取締役会が定める数とする。取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
- 4 各新株予約権の発行価額
無償とする。
- 5 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額
各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額については、1円以上で取締役会が定める額とする。
- 6 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
- 7 新株予約権の行使期間等
新株予約権の行使期間、行使条件、消却条件その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとする。

以 上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 101,365 個

2. 議案および参考事項

第1号議案 第30期利益処分案承認の件

議案の内容につきましては、添付書類（25頁）に記載のとおりであります。

当期は子会社業務受託収入、子会社配当金収入等により利益計上となりました。つきましては、利益配当金を1株につき12円とさせていただきたいと存じます。

第2号議案 取締役9名選任の件

現任取締役全員が、本総会終結の時をもちまして任期満了となります。

つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

（ は新任候補者）

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する 当社の 株式数
1	由利和久 (昭和12年4月6日生)	昭和51年5月 当社設立専務取締役 昭和63年3月 当社代表取締役社長 平成元年8月 ALTECH U.S.A., INC. 代表取締役社長(現任) 平成12年9月 ALTECH PACKAGING AG代表(現ALTECH-PLAST AG)(現任) 平成14年5月 ALTECH ASIA PACIFIC CO., LTD. 代表取締役会長(現任) 平成14年6月 愛而泰可新材料(蘇州)有限公司董事長 平成14年7月 愛而泰可貿易(上海)有限公司董事長 平成15年2月 当社代表取締役会長(現任)	768,676株
2	田中利浩 (昭和22年8月6日生)	昭和51年7月 当社入社 昭和62年2月 当社取締役産業機械第二部長 平成6年3月 当社常務取締役第二事業部長 平成9年2月 当社専務取締役営業部門統括兼第二事業部長 平成11年2月 当社専務取締役営業部門統括兼アルコムグループ本部長 平成11年12月 当社専務取締役営業部門統括兼アルコムグループ代表 平成15年2月 当社代表取締役社長(現任)	90,088株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する 当社の 株式数
3	張 能 徳 博 (昭和24年10月13日生)	昭和51年7月 当社入社 平成3年2月 当社取締役第一事業部長 平成6年6月 当社常務取締役第五事業部担当兼第六事業部長 平成6年10月 バルコグラフィックス株式会社(現エスコグラフィックス株式会社)代表取締役社長 平成9年2月 当社常務取締役第六事業部長 平成10年2月 当社専務取締役第六事業部長 平成11年2月 当社専務取締役エー・エム・エムグループ本部長 平成11年12月 当社専務取締役エー・エム・エムグループ代表 平成15年2月 当社専務取締役(現任) 平成16年3月 愛而泰可新材料(広州)有限公司董事長(現任) 平成16年4月 愛而泰可新材料(深圳)有限公司董事總經理(現任)	90,088株
4	瀧 川 賢 一 (昭和25年1月19日生)	平成10年8月 株式会社東京三菱銀行三鷹支店長 平成14年7月 当社入社社長室長兼内部監査室長 平成15年2月 当社取締役(現任)社長室長兼内部監査室長 平成15年12月 当社取締役社長室長 平成16年6月 愛而泰可貿易(上海)有限公司董事長(現任) 平成16年6月 愛而泰可新材料(蘇州)有限公司董事長(現任) 平成16年12月 当社取締役中国総支配人兼内部監査室長	0株
5	尾 山 義 秋 (昭和24年9月9日生)	平成8年5月 当社入社経理部副部長 平成8年12月 当社経理部長 平成13年6月 当社財務部長 平成15年2月 当社取締役財務・経理担当(現任)	3,000株
6	梅 木 義 則 (昭和25年7月18日生)	昭和52年2月 当社入社 平成5年2月 当社取締役第四事業部長 平成9年2月 当社常務取締役第四事業部長 平成11年2月 当社常務取締役アルトグループ本部長 平成11年12月 当社常務取締役アルトグループ代表 平成12年2月 当社専務取締役アルトグループ代表 平成15年3月 当社専務取締役ALTECH ALTグループ代表 平成15年12月 当社非常勤取締役(現任) 平成15年12月 アルテックアルト株式会社代表取締役社長(現任)	90,088株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する 当社 株式 の数
7	加 畑 洋 (昭和24年3月20日生)	昭和58年10月 当社入社 昭和62年9月 アルテックエンジニアリング株式会社代表取締役社長(現任) 平成5年2月 当社取締役第五事業部長 平成7年3月 当社取締役経営企画室長 平成9年2月 当社常務取締役第五事業部長 平成11年2月 当社常務取締役イー・ディー・エスグループ本部長 平成11年12月 当社常務取締役イー・ディー・エスグループ代表 平成12年2月 当社専務取締役イー・ディー・エスグループ代表 平成15年3月 当社専務取締役ALTECH ADSグループ代表 平成15年12月 当社非常勤取締役(現任) 平成15年12月 アルテックイーディーエス株式会社代表取締役社長(現任)	90,088株
8	風 見 亘 彦 (昭和27年11月14日生)	昭和52年4月 当社入社 平成5年2月 当社取締役第三事業部長 平成9年2月 当社常務取締役第三事業部長 平成11年2月 当社常務取締役アルファイングループ本部長 平成11年12月 当社常務取締役アルファイングループ代表 平成15年3月 当社常務取締役ALTECH COMMUNICATIONS代表 平成15年12月 当社非常勤取締役(現任) 平成15年12月 アルテックコミュニケーションズ株式会社代表取締役社長(現任)	90,088株
9	笠 井 祝 男 (昭和17年6月1日生)	平成5年1月 Inter Mac, Inc. をニューヨークで起業 平成16年12月 アルテックイーピーエス株式会社入社 代表取締役社長(現任)	0株

(注) 取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

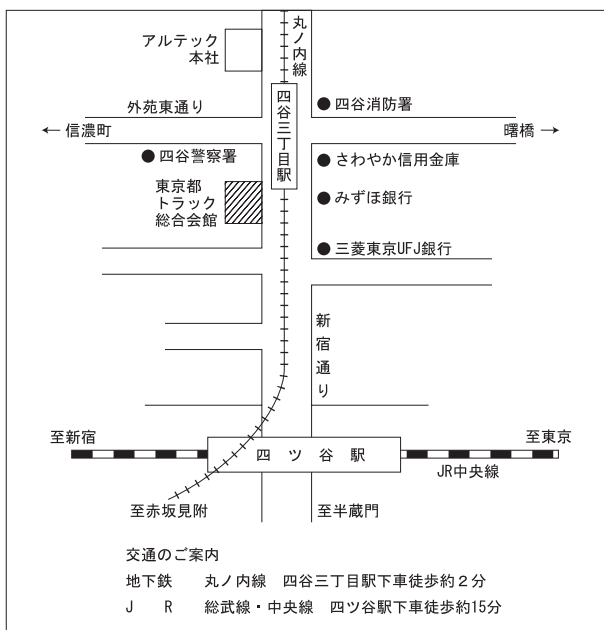
以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区四谷3丁目1番8号

東京都トラック総合会館 7階 会議室

電話 03(3359)6251(代)



(注) 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮下さいますようお願いいたします。